

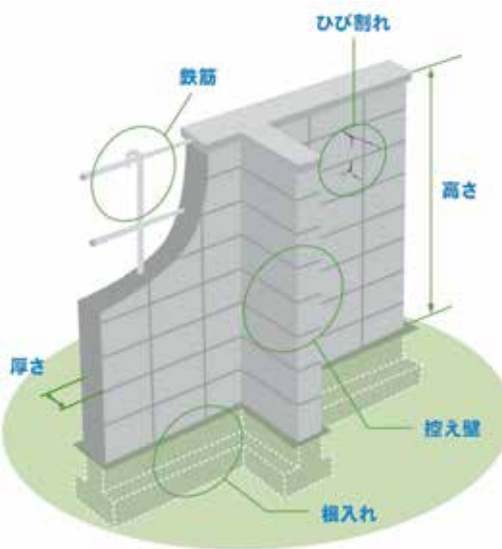
住環境を見直しましょう

建築住宅課建築指導係☎内線 4 1 1 2

ブロック塀の点検

ブロック塀は建築基準法により、その構造が定められています。法に適合しない場合や、破損、傾斜、老朽化した場合は、地震時に倒壊の恐れがあり大変危険です。ブロック塀の倒壊は、死亡事故を誘発したり、災害時に避難道路をふさがり救助を遅らせることにつながります。塀の

倒壊事故などを未然に防ぐため、塀の高さ、厚さ、控え壁の有無や損傷がないかなどを、下図とチェック項目を参考に点検してください。1つでも当てはまった場合は、危険なので改善するとともに、補修などについて分からないことがあれば専門家に相談してください。



- 塀の高さが地盤から 2.2 m 以上ある（組積造は 1.2 m 以上）
- 塀の厚さが 10 cm 以下である（塀の高さが 2 m 超 2.2 m 以下の場合は 15cm 以下）
- 塀の長さ 3.4 m 以下ごとに、塀の高さの 1 / 5 以上突き出した控え壁がない
- コンクリートの基礎がない
- 塀に傾きやひび割れがある
- 塀に鉄筋が入っていない

※塀の中に直径 9 mm 以上の鉄筋が縦横とも 80 cm 間隔以下で配筋されておらず、縦筋は塀頂部と基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされていない

※基礎の根入れの深さが 30 cm 以下（塀の高さ 1.2 m 超の場合）

建築物の完了検査

建築確認を受けた建築物が完成したら、安全性や環境衛生の基準などが法律に適合しているかを判断する完了検査が義務付けられています。検査後に発行される検査済証は、建築物の売買やその後の増改築で必要になることがありますので、大切に保管しましょう。

小規模建築物の建築確認

カーポートや物置など小規模な建物も、基礎の形状に関係なく建築物となります。建築確認は、増築（10 m² 超）の場合と面積に関係なくさら地に新築した場合は必要です（都市計画区域内に限る）。建築確認を受けずに建ててしまった場合は、建築士に相談しましょう。

狭あい道路拡幅整備事業

市では住みやすい環境の保持や緊急車両の通行確保などを目的に、狭い市道の拡幅整備をしています。建築基準法では、敷地が幅員 4 m 以上の道路に接していなければ、建築物を建てることはできませんが、右図のとおり後退することで可能になります（都市計画区域内に限る）。

後退用地やすみ切り用地を市へ寄付すると、面積などに応じて報奨金（2～6 万円）を交付します。

